

「ばば 尚之」平成 28 年 9 月議会での 一般質問の一部を報告します。

1. 選挙対策・対応について

【質 問】

70 年ぶりに公選法が改正され、選挙権が 18 歳に引き下げられ、18・19 歳が初めて関わった、7 月の参議院選挙で、本市ではどう取り組まれ、その結果、年代別投票率にどのような変化があったのか、また、どのように評価しているのか、伺いたい。

【回 答】

今回の投票率は、53.02％で平成 25 年 7 月より 1.12％上昇しました。

要因は様々あると考えますが、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられて初めての選挙であり、世間の関心が高まったことも一因であると考えます。

年代別投票率は 60 代をピークに年代が下がるにつれ、投票率も下がる傾向は前回同様で、前回比で 60・70 代以上の投票率は増加しましたが、それ以下の年代は概ね減少、特に 40 代では 2.29%減少しています。

今回の選挙では若い人たちに選挙制度の周知・啓発に取り組み、市

内すべての高校で、選挙制度の説明や投票所の様子をスライドで紹介するなど、選挙講話会を開催しました。

その結果 18 歳の投票率は、43.42%で全体投票率には及びませんでしたが、20 代の 32.62%を上回っており、一定の効果があったと考えます。

【再質問】

前回の投票率より、1.12%上昇とのことだが、本市は、県内で最下位の投票率だった。

そういう中で、期日前投票は、全国で 1 3 1 9 万人に達し、過去最高とのことで、本市でも 25 カ所で、期日前投票所を開設したものの、6 月 22 日の公示日以降、6 月 23 日から 7 月 9 日まで、フル期間での期日前投票所は、市選管 1 カ所のみであった。

県内の他自治体では、南島原市で 8 カ所、雲仙市で 7 カ所、西海市で 5 カ所にフル期間で設置がされている。

本市では、公示から 11 日目の、7 月 2 日に、メルカ築町・北公民館・ハートセンターに、公示から 1 3 日目の 7 月 4 日に、各支所・行政センター 2 0 か所に、そして公示から 1 5 日目の 7 月 6 日には、文京キャンパスに、期日前投票所を開設されたが、公示日翌日から 1 0 日間は、選管の 1 カ所のみに対応であった。

県内で、2 0 1 3 年の参議院選挙と比較すると、期日前に投票する

人が、13万9000人から17万2000人と、1.23倍になっている状況を考えると、期日前投票所を充実させれば、もっと投票率UPにつながるのではないかと。

【回 答】

各選挙に於ける長崎市の期日前投票所の設置については、公示または告示日の翌日から投票日前日までに開設する、法定の期日前投票所は、長崎駅前交通会館の市選管事務局1カ所とし、メルカ築町・北公民館・ハートセンターの商業施設またはそれに隣接する施設においては、投票日の9日前からを原則として設置しています。

また、支所・行政センター館内においても、投票日の6日前から開設しています。

従って、市議・市長選挙のように選挙期間が7日間であるものについては、長崎大学を除いてすべての期日前投票所を、告示日の翌日から一斉に開設することとなりますが、国政選挙や知事選挙のように選挙期間が2週間程度あるものについては、開始日のずれにより選挙期間の前半は期日前投票所が市内で1カ所となるものです。

選管事務局以外の期日前投票所の期間の延長については、投票立会人等の確保や施設を長期間借りる必要があることから、体制や経費の面で難しいものがございます。

しかしながら、期日前投票は今や制度自体が定着し、投票総数に占める期日前投票の割合も確実に増加していることから、選挙人の動向や費用対効果を勘案し、特に参議院選挙など選挙期間が長い場合の開設期間の前倒しについて、実施個所を含めて検討してまいりたいと考えております。

【意 見】

費用や、人手の問題などもあると思うが、長崎市は東西46キロメートル、南北42キロメートルと広域にわたる。また、旧町が合併していなかったら、各町にも設置していたと考えれば、少なくとも中央部に1箇所のみではなく、東西南北に、あと1か所ずつフル期間での期日前投票所の開設が必要ではないかと考える。

是非、今後の検討を、お願いします。

【再質問】

本市では、公示後11日目にメルカ築町に、期日前投票所が設置され、近隣商店関係者や、買い物客の皆さんには、投票に対する意識の啓発や、利便性UPにつながったと考える。

今回の選挙で他自治体では、イオンなど大規模な集客施設に、共同投票所を設置するなど、投票率UPに向けた取り組みが実施された。

今後、長崎市でも、中心部や、郊外の大型商業施設などへ、期間や時間限定などで、投票所を設置する考えはないか。

【回 答】

長崎市では、期日前投票制度が創設された当時、13箇所だった期日前投票所を、市町村合併や地域の選挙人の皆さんから要望を受け、随時増設してきました。また、今年7月の参議院選挙で新たに開設した長崎大学文教キャンパスを加えると、期日前投票所は現在25箇所あります。

開設場所についても、駅前バスターミナルやメルカ築町など、大型商業施設やそれに隣接する交通利便性の良い場所、支所・行政センターなど住民の皆さんの身近な施設に開設するなど、選挙人の皆さんに配慮した設置に努めてきました。

このように、長崎市では早くから商業施設などへ期日前投票所を設置し、投票環境の整備を図っておりますが、全国的には、特に大型の商業施設やショッピングモールに期日前投票所を開設する自治体が増えており、一部では投票率向上に寄与している団体も見られます。

長崎市において、さらなる商業施設への増設は、既存の期日前投票所の動向とともに、費用対効果の面も考慮し慎重に検討したいと考えています。

【意 見】

この件についても、費用や人手の問題などがあると思うが、買い物に来た時に投票できることで、効果があると思われるため、積極的な検討をお願い致します。

また、今回、長崎大学の文教キャンパスへ期日前投票所が設置され、他都市では高校に設置した例もある中で、どれだけの効果があったかの検証結果は出ていませんが、若い世代に現在、また未来の日本の在り方を、決める政治に関与してもらおうという趣旨に応えるのであれば、様々な制約や費用の点もあると思うが、是非、今後の検討課題として積極的な取り組みをお願いします。

【再質問】

多くの他都市で、投票済証明書を発行しているが、それを提示することで商店街での割引を一定期間受けられるなど、商店街などが特典などをつけて、投票率UPのための後押しをしている地域もあると聞く、投票済証明書の発行を、長崎市でも出来ないのか。

【回 答】

投票済証明書の全国的な発行状況は、平成 26 年 12 月の衆議院選挙時に発行している市町村は 8 1 1 で、全体の約 47%となっています。

確かに近年、いわゆる選挙割として商業施設や商店街などでの割引に利用され、そのことで投票行動が促進される面もあると考えますが、選挙啓発活動と営利活動は分けて行う必要があることや、広い意味での秘密投票に秘密投票に触れる恐れがあることなどの理由により、長崎市では導入しておりません。同様に、長崎県下の全ての市長においても発行していない状況にあります。

投票済証明書の発行についてはこれまで発行していたものを取りやめた市もあるなど、発行にはなお賛否両論があることから、引き続き全国の対応状況を見極めていきたいと考えています。

【意 見】

例を挙げれば、青森県三沢市では、選挙セールを三沢市商工会が主体となり、協賛する 63 店舗で各種セールを実施している。また、高知の「赤から」という飲食店では、全体投票率の分だけ割引をする「投票に行こうキャンペーン」つまり、投票率が 100% ならばタダになるが、特に若い客が多いこともあり、実施しているとのこと。

その他、30 市の内、投票済証明書を発行している市が 15 市、来場カードを発行している市が 3 市で、発行していない市が 12 市と、発行している市が多い結果となっている。

このように、他都市で実施しているのであれば、その都市では知恵

を出し、法的にも了と判断して実施していることだと思う。

やる・やらないは、趣旨に対する積極的な受け止め方、あるいは解釈の問題だと思うし、それによって購買意欲につながれば、投票率のアップと同時に、経済波及効果も生まれるのではないか。そのことで、商店街が応援してくれるのであれば、行政は、証明書を発行するだけで、まったく腹は痛まないわけで、積極的に対応しないのは、欠点を見るからではないか。

是非、効果を考え、この点についても積極的な検討をお願いします。

2. 観光施策について 情報通信技術等を活用した視点場の整備状況

【質 問】

私は、今年の7月25日から29日までの日程で、夜景観光、コンベンションビューロー主催の、夜景サミットinベトナムに田上市長・そして、長崎市議会その他議員団と一緒に参加しました。

日本からは、長崎市を含め、札幌市・神戸市など8市が参加しており、それぞれの都市の夜景観光にかける取り組みなどが、夜景観光のプレゼンで、紹介されておりましたが、参加したどの都市も、夜景観光に取り組む意気込みを強く感じたところです。

観光地の都市間競争が激しさを増す中で、長崎は、世界・日本、新

三大夜景に選ばれ、さらには世界遺産への登録を果たすなど、他都市よりも観光素材や、財産の豊富な長崎にあっても、夜景観光は滞在時間が長く、宿泊が期待できることから、経済効果が非常に大きいとの分析もされています。

このような状況を背景に、長崎市でも夜景観光の推進を図るため、稲佐山山頂展望台の整備や、現在整備中の鍋冠山展望台など、視点場の整備、ハード面における取り組みを、積極的に実施されていると思っています。

一方で、観光庁では、観光のＩＣＴ化（情報通信技術）を推進することにより、訪日外国人旅行者の受入環境における、様々な問題点の解消を促進するとともに、旅行者の満足度を向上させ、リピーターの増加及び、評価の向上を目指すため、平成 22 年 12 月に、「観光ＩＣＴ化促進プログラム」を策定されています。

以来、データに基づく、観光需要分析など、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した、ソフト面からの観光振興の取り組みが、最近、全国各地で盛んにおこなわれており、長崎市の夜景についても、情報通信技術を活用することで、更なる観光需要の伸びが、期待できるのではないかと考えています。

ついては、長崎の夜景の代表的な視点場である、稲佐山・鍋冠山の整備状況と、情報通信技術を活用した取り組み状況について伺います。

【回 答】

夜景の視点場の施設整備の状況は、平成 20 年に稲佐山山頂駐車場を拡充し、平成 21 年度には悪天候時の対策等として、稲佐山山頂展望台や風頭公園などの 4 施設に電照式の夜景説明版を設置し、視点場からの夜景の状況を紹介する取り組みを行いました。

また、平成 22 年度には稲佐山山頂展望台を、平成 23 年度にはロープウェイのゴンドラをリニューアルしたほか、平成 26 年度には展望台内に光のモニュメントを設置し、夜景の写真を背景にして雨の日にも記念撮影ができる取り組みを行ってきました。

近年は鍋冠山のリニューアルや、稲佐山山頂の電波塔のライトアップ整備、また、今年度は鍋冠山公園の夜景説明版の設置を予定しており、夜景観光の魅力向上を継続的に図っております。

このような視点場の整備と併せ、情報通信技術を活用した視点場の整備として、平成 27 年度には国内外の観光客の利便性と満足度を高めるため、稲佐山山頂展望台を含む主要な観光施設等に公衆無線 LAN 環境を整備し、4 カ国語対応のホームページ「長崎の夜景」などをご覧いただけるような取り組みを行っております。

このような取り組みの結果、平成 24 年度に世界新三大夜景、平成 27 年度に日本新三大夜景に認定され、長崎ロープウェイの利用者数は、平成 20 年度の 8 万 8 千人から、平成 26 年度には 19 万人となり、また、

稲佐山山頂展望台に利用者数も、平成 20 年度の 26 万 8 千人から平成 27 年度には 50 万人に増加するなど、大きな集客増につながっております。

平成 28 年度には、長崎の夜景の魅力向上を図るため、中心市街地の斜面地や観光地周辺等の重点地区の灯りの整備に向けた総合的な「夜景観光まちづくり」基本計画を策定中であり、今後、この基本計画に基づき年次計画で、遠景・中近景の視点から夜景の整備を行うこととしております。

さらに、議員ご指摘の情報通信技術を活用した視点場の整備につきましては、来訪者の満足度向上や観光客の再来訪への誘導につながる取り組みであると考えますので、今後、積極的に対応することにより、宿泊滞在型観光を一層推進してまいります。

【再質問】

一定の整備はされていることは、理解できましたし、私も平成 25 年 9 月に一般質問で取り上げたこともあり、整備が進む状況については、そのたびに山頂を訪れて見ていますが、たまたま、稲佐山、山頂電波塔がライトアップされているところを、見たくて、展望台に行ったときに、多くの旅行者が訪れていましたが、あいにく霧がかかった状況でした。

私の目的の、電波塔ライトUPは見られましたが、肝心の夜景は、霧でほとんど見えない状況で、訪れた方々は大変残念そうでした。地元の人間として、申し訳ないような気持ちで、山頂から降りてきたことを覚えています。

もちろん、展望台の1階には、葉加瀬 太郎さんの等身大のパネルと、大きな夜景のパノラマ写真も展示されていますが、せっかく長崎の夜景を見たくて、山頂まで来た方が、天候次第で見られない場合、少しでも、そこから見える夜景の臨場感を、堪能できるような、たとえば、スマホなどでQRコードなどを活用し、浦上方面や大波止方面など、それぞれの位置から見える夜景を再現するなど、天候によって景色がよく見えないような時に、残念さを、少しでもおぎなえるような、おもてなしの対応を考えられないか伺いたい。

【回 答】

稲佐山山頂展望台や鍋冠山公園展望台からの夜景については、議員ご指摘の通り雨の日など夜景を十分に干渉できない場合があります。

そこで、議員ご提案のQRコード等の活用については、各視点場でスマートフォンによりQRコードを読み取ることなどで、例えば雨に海鞘霧の日でも「長崎の夜景」のホームページ内の各視点場からの魅力的な夜景の画像を見ることが可能になるなど、観光客の満足度の向

上や再来訪への誘導にもつながるものと考えますので、ICTを活用した情報技術は、今後、可能な限り対応していきたいと考えています。

【意 見】

近年の、情報通信技術の目覚ましい発展の中で、私たちのような、機械にうとい世代にも、スマートフォンやタブレットなどが普及しています。

生の景色が見られない状況でも、情報通信技術を用い、おもてなしの心が伝わるような、取り組みをお願いします。

【再質問】

高齢であることや、障がいなどの有無にかかわらず、すべての人が、旅を楽しむ「ユニバーサルツーリズム」は、新たな旅行ニーズの開拓や、おもてなしの観点から、非常に重要となっています。

そういった観点からも、鍋冠山は新しく整備され、現在バリアフリー斜路や、駐車場も整備中です。

しかし、稲佐山展望台は、1階から展望台の中を、360度のパノラマを見ながら、2階レストランまで行けるようになっていますが、2階レストランの手前に、9段の階段があり、車いすの方が、斜路で上に行くとバリアフリーになっていないため、引き返してエレベータ

一で昇ったとの意見をいただき、担当部署に連絡し、当面の対応として、車いすでは行けないとの表示をしていただきました。

先程の答弁では、50万人の方が展望台に来られたということですが、障がいや、ご高齢で、車いすの方も、来られたのではないかと想像できます。

仮に、そのような思いをし、不快に思い、そのまま帰られた方がおられたとすれば、思いやりが足りないと、思われたのではないのでしょうか。

ロープウェイも、バリアフリー対応への改善がされ、稲佐山展望台駐車場にも、車いす用の駐車場が確保されています。斜路の階段についても、早急に整備すべきではないかと思いますが、前向きなご回答をお願いします。

【回 答】

議員ご指摘のとおり、現在は稲佐山展望台のスロープ通路はレストラン手前で行き止まりとなっており、車いすではレストランや展望台まで行けない旨の看板で周知を図っていますが、関係団体のご意見もお聞きし、設置位置も含めた分かりやすい周知ができるように対応していきます。

また、スロープ通路の改善については、物理的な問題、運用上の問

題を含め、今後検討をしていきたいと考えています。

【意 見】

検討する段階ではなく、直ぐに対応すべきではないかと思います。

本格的な少子高齢化が進み、地域の経済力や活気の低下が課題となる中で、“観光産業”は地域活性化や雇用機会創出の、切り札としての位置づけが高まり、多くの地域で、その発展に向けた取り組みが行われています。

長崎市は「まち・ひと・しごと総生総合戦略」の特定戦略として、「交流の産業化」をうたわれており、歴史的・文化的・景観そして世界遺産と、他都市から見れば、うらやましいほどに、長崎は様々な資源を有していると思います。

その中でも、夜景では長崎市は、平成 24 年に世界新三大夜景に、平成 27 年に日本新三大夜景で 1 位に、そして今年の 3 月に、稲佐山からの月が名月 100 選に選ばれるなど、大変有名になりましたが、長崎の夜景は、港と斜面地が作り出した、普通の生活の夜景であり、自然にできた素朴なものであるから良いのだと思いますし、イルミネーションなどでつくった夜景ではないので、他にはまねのできないものだと思います。

しかし、それに甘んじていればチャンスを逃がすことになると思い

ます。

一度来崎された方が、また来たいと思うような、おもてなしの気遣いが、一番大切ではないでしょうか。

今後、より一層の高齢化が見込まれるなか、旅行者が心配なく訪れることができる、ユニバーサルツーリズムに対応した、観光地づくりにご尽力されますよう、強く要望します。

3. 空き家・特定空き家（老朽危険空き家）対策について

【質 問】

総務省の「2013年住宅・土地統計調査（速報集計）」によると、全国の住宅に占める空き家の割合は、2013年10月時点で13.5%、820万戸に上り、年々増加しています。

都市部でも地方でも、空き家は増えており、管理が不十分な空家が、防災や防犯の問題、衛生上の問題、景観の悪化などの、諸問題を引き起こし、特に、近隣住民にとっては、人が住まなくなった時点から、不安材料となり、古くなっていくにつれて、雑草や木々の問題など、具体的に、迷惑となる影響が出てきます。

このような状況から、本市では平成25年7月1日に「長崎市、空家

等の適正管理に関する条例」を施行し、適正な管理が行われていない、空家等の所有者等に対し、指導、勧告等を行い、適切な管理を促すとともに、それ以前から空家解体に伴う、補助金等の施策を実施されていると承知しています。

そのような中で、現状での本市の空き家・特定空き家（老朽危険空家）を、どのように把握されているか伺いたい、また、空き家の適正管理に対する本市の取り組み状況と当事者への対応についても伺いたい。

【回 答】

長崎市内の空き家の実態として把握しているものは、まず、消防局が火災予防の観点から調査を行っており、平成 25 年度で 2 8 0 8 棟あります。

また、市民から通報などで、まちづくり部が掴んだ周辺環境に悪影響を及ぼしている空家、いわゆる特定空き家が、今年の 8 月現在で 3 7 9 棟あります。

なお、現在指導中の特定空き家の件数は、大部分が消防調査の件数と重複しています。

次に、特定空き家の指導状況はまずは、所有者等の調査を行い、所有者等が判明したものについては、解体費の一部を助成する「長崎市

老朽危険空き家除去費補助金」の活用も促しながら、必要に応じて文書による指導、勧告を行っております。

平成 11 年以降、特定空き家の件数は、9 1 7 棟を確認しておりますが、指導の結果、除去や改修に至ったものが、4 9 2 棟あります。また、土地、建物の寄付を受け、市において除去や跡地整備を行う「長崎市老朽危険空き家対策事業」により、これまでに、46 棟が除去されております。なお、指導を受けた所有者等の中には、経済的問題や相続の問題などにより、指導が長期化しているものもあります。

【再質問】

全国的にも、空き家等がもたらす問題が多岐にわたる一方で、空き家等の特定が、困難な場合があることなど解決すべき課題が多く、空き家等がもたらす問題に総合的に対応するため、平成 27 年 5 月 26 日付で、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を国が施行し、これらの取り組みの更なる充実化を図るための、法整備がされましたが、国の法整備以降の新たな取り組みと、全庁連携など、今後の在り方について、検討されているのか伺いたい。

【回 答】

空き家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家特措法施

行後の新たな取り組みとしましては、空き家等に関する対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、法に規定されている空き家等対策計画を現在策定中です。

その実現に向けて関係部局間で連携するとともに、周辺への危険度や緊急度の高い特定空き家については、度重なる指導を行っても対応されない案件や所有者自体が不明の案件は、空き家特別措置法に基づき、命令や行政代執行も視野に入れ、取組んでまいりたいと考えています。

【意 見】

空き家が多たらす地域住民への影響は、古くなるにつれて、不安材料が増し、昨日のように、台風が来るような状況になれば、近隣の方々は、自分の家の心配もさることながら、人の家からの被害の方が、心配になるのが心情ではないか思います。是非、実効性のあるものとしていただきたい。

【再質問】

先程の答弁では、平成 25 年の空き家実態調査で、長崎市内に 2 8 0 8 棟の空き家があるとのことですが、前回の調査から 3 年経過しているので、3 0 0 0 棟近くになっているのではないかと。

そういう中で、まずは、空き家を把握することは、特定空き家（老朽危険空き家）にさせないためにも重要だと思います。

消防局が、空き家の調査を行っているとのことですが、地域の状況は、自治会の皆さんも掴んでいると思うので、調査をする際に、自治会にも聞き取り調査を行うなどの、より確かな実態把握を考えられているのか、伺いたい。

もう一つには、空き家をつくらないための利活用について、活用が出来れば特定空き家（老朽危険空き家）になっていかないと思いますが、どのような取り組みを想定し、どのように実施されるのか。

【回 答】

地域の状況は、自治会など地域の方々が一番把握されていると思います。現在、空き家の把握に関しては、消防局が事前に自治会などとの調整を行いながら、市内一斉の空き家調査を行っており、また建築指導課で把握しているデータもあるため、今後は空き家情報の一元化を図り、併せてデータベースの整備も行い、より確かな空き家の実態把握に努めてまいります。

また、空き家の利活用については、空き家等を活用した移住・定住促進対策等の実施や交流施設など、地域活動の拠点としての活用を検討してまいります。

【意 見】

空き家に関しては、地域が一番把握しているのではなかと思いますので、地域の方々の聞き取り調査を行うなどで、実態を把握して、行政が積極的に関与していただくようお願いします。

また、利活用の観点で、他の自治体の事例では、古民家を地域住民の交流や、観光客の受け入れなど、地域の拠点として活かしている取り組みや、福祉施設や地域の交流施設として、再利用する案なども出てくると思われますが、いずれにしても、その際も、地域の理解・協力が重要なポイントになると考えられますので、所有者はもちろんのこと、地域と一体となって、取り組まれますよう、お願いします。

【再質問】

空き家・特定空き家（老朽危険空き家）など近隣住民には地域の安心・安全・環境を揺るがす存在であり、改善を望む声が大きい中で、具体的事例を上げれば、昨年５月に、15年ほど前から空き家になっていた、清水町の木造家屋が、下の家に倒れかかってきたために、市に相談したが迅速な対応とはならなかった。

仕方なく地域の方々が協力して、一部を片付け、応急処置を実施し、その後、自治会役員と市職員で対応策を検討された。

自治会からは、地域が後片付けを協力するので、その後の処理を市

で出来ないかとの提案があり、対応した市職員が関係部局と調整を図ったが、結局は、ルールがあり、前に進まず、地域の協力をも、止めてしまうような結果となっています。

このように、市民力にブレーキを掛けるような、現状を打破するための、地域と連携した対応策は考えられないのか。

【回 答】

議員ご指摘の通り、特定空き家については、地域によっては問題可決のために具体的な提案や要望をいただくケースもありますが、現行制度の中では、実現が困難な場合もあります。

空き家対策を進めるうえでは、地域との密接な連携が必要不可欠なものと考えておりますので、庁内外の関係機関との調整も図りながら、地域の皆さんとそれぞれの立場で、具体的に何ができるか検討し、空き家対策に取り組んでまいります。

【意 見】

清水町自治会の事例では、自治会長は１０年ほど前から市に相談していたが、結局倒壊してしまったとのことで。

自治会が手伝って下の家に倒れ掛かった危険空き家の一部を除去し、その後、現状では、地域の方々が協力し、倒れた家屋のガレキを、土

地の隅に片づけるなどの対応をされています。しかし、それ以上進められない状況となっています。

このような場合の考えられる対処法は、先ずは、緊急避難的な対応を実施し、台風対策などの、飛散防止のネットをかける、そして、最終的解決に向けた調整・努力をすることではないでしょうか。

少なくとも、このような積極的な市民・地域の行動を、前に進められる対応策の検討を、早急にお願いすることと併せ、行政代執行も視野に入れた、一歩進んだ取り組みをお願いします。

5. 北部地区の渋滞緩和策について

【質 問】

本質問につきましては、平成 25 年の 11 月議会でも、長崎南北幹線道路の検討状況などについて、質問いたしました。濱口町から北部地区の、慢性的な渋滞を緩和するためには、計画の早急な実現が望まれます。

3 年を経てどのような進捗が見られたのか、事業化の可能性など、状況について伺いたい。

【回 答】

北部地区の幹線道路である国道２０６号の内、松山町以北は、一日５万台の交通量に対応できず、慢性的な交通渋滞や交通事故が多発しており、市民生活はもとより、産業・経済活動の支障となっています。

長崎市としては、国道２０６号の交通渋滞を抜本的に改善するためには、バイパス道路となる長崎南北幹線道路と、それに続く、西彼杵道路の早期整備が必要不可欠であると考えています。

長崎南北幹線道路と西彼杵道路は、長崎市と佐世保市を約１時間で結ぶ地域高規格道路で、北部地区の交通渋滞の緩和のみならず、長崎市の世界新三大夜景や世界遺産・佐世保市のハウステンボスなど、県北と県南地域の観光資源の連携や都市間連携により、交流人口の拡大を図り、地域の振興や、ひいては、長崎県の発展にとって重要な道路です。

また、県都の長崎市は規格の高い道路が高速道路のみであり、大規模災害時のダブルネットワークとしても、重要性が増大しています。

長崎南北幹線道路は、長崎市と時津町を結ぶ全長約２０Ｋｍの内、これまでに浦上川線など、約８Ｋｍが供用されていますが、松山町から時津町間は未だ事業化されていません。

現在、長崎県において、事業化に向けたルートの検討や費用対効果の検討などが、進められています。

長崎市としては、これまでも、長崎市や西海市、時津町、長与町の2市2町の首長や議長で構成する「西彼杵道路・長崎南北幹線道路 建設促進期成会」を中心に、国や県、国会議員に対し、早期整備に向けた要望活動を行っており、8月5日にも県知事及び県議会議長に要望を行ったところです。

また、昨年度より要望活動を強化するため、経済、交通、運輸、観光の関係者の方々にも参加いただき、組織拡充を図るとともに、今年度は会員の方々と協力して、経済波及効果の調査を行うこととしており、この道路がもたらす効果を多くの方々と共有し、それぞれの立場でも、その必要性を訴えていきたいと考えています。

今後とも、早期整備に向け、長崎市議会とも一体となりながら、関係者の方々に、更に強く働き掛けてまいります。

【意 見】

円滑で便利な道路整備と交通網の充実は、人や物の交流を活発化させ、まちの賑わいと活力を生み出す重要な社会資本です。

とりわけ、公共交通については、ソフト施策で対応可能であることから、高齢社会への対応や環境負荷の軽減を図る観点からその重要性は、ますます重要、急務になっておりますので、市長におかれましては道路整備と公共交通が適切に役割分担した交通網の整備を速やかに

進められますよう、強く要望いたします。

【再質問】 この件については時間の関係で質問できませんでした。

南北幹線道路の状況については理解できました。是非、国・県への積極的な働きかけで、事業化されるよう、よろしくお願いします。

しかしながら、事業化されてもおそらく20年30年という長い年月がかかることが予想されます。

そのような中で、各市道の整備は進んでおり、期ごとの改善が実施され、左底・滑石線の整備も大神宮交差点の本年度の整備が予定され、地元の方々は、横尾の時津側出口が整備されたことで渋滞が解消され、大変喜んでおられます。

併せて、現在虹ヶ丘西町1号線の工事が進められています。

この路線が開通すると、北部地区の一部での渋滞は緩和できるものと思います。しかし、完成予想が当初、平成17年から現在では平成37年に変更されているが、もっと早く完成できないか伺いたい。

【再質問】 この件についても時間の関係で質問できませんでした。

道路完成には年月がかかる中、公共交通機関の利用促進を図ることも、非常に効果的ではないかと考えます。

北部道路は一部で整備され、道ノ尾駅前も整備が進んでおり、北部

地域には、新たに県営バスも乗り入れているため、公共交通の利便性もUPしているが、交通事業者と連携し、バス路線の増便やJR道ノ尾駅と連動する新たな路線の新設など、公共交通機関のさらなる利用促進の考えはないか。

4. 自治会運営についても時間の関係で質問できませんでした。

【質 問】

震災時や災害時においても、住民同士の助け合いにより、安否の確認や、水、食料の確保、病人発生時の搬送等が行われるなど、自治会の持つ『地域力』の重要性を改めて認識させられたところです。

自治会が、より良いまちづくりを行うためには、組織力を向上させることが求められますが、近年、住民の価値観の多様化や、近隣関係の希薄化などにより、自治会活動に関心を持たない世帯が増えております。

自治会活動の衰退は、地域コミュニティの弱体化や、災害などへの対応力の低下を意味し、行政運営においても、はかり知れない影響が及ぶものと予想されます。

このことから、自治会の安定運営を、重要な行政課題のひとつとしてとらえ、全市をあげて加入促進すべき観点から。

自治会の加入状況について、以前と比較してどのような状況なのか。

自治会活動について特に少数会員の自治会については、役員のなり手等も少なく運営自体を苦勞しているところも多い状況の下で、本市はどのような支援を行っているのか。

お伺いいたします。

【再質問】 この件についても時間の関係で質問できませんでした。

埼玉県、新座市では、地域と行政の橋渡し役として、市職員が、市内の自治会に出向き、住民と直接顔を併せ、情報提供や収集を行う「地域担当職員制度」を開始し、①自治会の定例会に行政の職員が参加 ②市政の最新情報の提供 ③地域の実態や課題などの情報収集 ④地域の課題、要望に対する関係課との連絡調整などを行い、連携を図っている都市もある。

長崎市には、983の自治会があるが、自治会加入世帯が30世帯以下の自治会が153自治会あり、15.5%となっている。

そのような少人数自治会では、役員選出でも苦勞をしている実態にある。

長崎市でも、各種取り組みを行い支援策も実施されているが、状況を積極的に把握し、関わることで、これ以上の加入率低下の抑止になることが期待できる。

そのような取り組みは考えていないか。

【意 見】この件についても時間の関係で発言できませんでした。

自治会は一部の人たちによって作られたものではなく、そこに住む人々の総意で作られ、活動し、また成長させていくものです。

地域の発展を図るためには、何よりもそこに住む人たちの積極的な参加がなければ成り立ちませんので市の職員の方々の積極的な参加を切に願います